

令和3年3月30日

事務連絡

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

外務省アジア大洋州局中国・モンゴル第一課

外務省中東アフリカ局中東第一課

台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改訂について」（令和3年3月12日付け健発0312第11号厚生労働省健康局長通知）の別添（以下「手引き」という。）において、現時点での情報とその具体的な事務取扱をお示ししています。

今般、「外交」及び「公用」の在留資格を有する者の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の取扱いについて、別紙1の「外交官等の「外交」及び「公用」の在留資格を有する者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」（令和3年3月30日付け事務連絡）（以下「外交官等事務連絡」という。）においてお示したところですが、台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族への接種の取扱いについては下記のとおりとしますので、貴部（局）におかれましてはこれを御了知の上、貴管内の市町村及び関係機関等に周知いただきますようお願いいたします。

なお、台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、別紙2及び別紙3のとおり、公益財団法人日本台湾交流協会（台湾日本関係協会の本邦の事務所の場合）又は外務省（駐日パレスチナ総代表部の場合）から台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ総代表部に対して、それぞれ手続に係る案内をしていることを申し添えます。

記

1. 台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ総代表部の職員等の位置付けについて

台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族は、入管法上「外交又は公用の在留資格が決定された者に準ずる者」として法務省令で定めるものとされており、在留資格は「特定活動」となっている。

このような法律の規定や、従前からの扱いに鑑みて、台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族の新型コロナウイルス感染症の予防接種については、「外交」又は「公用」の在留資格を有する者と同様の扱いとする。

2. 接種対象者

次の全ての要件を満たす者を接種対象者とする。

- (1) 台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族である者
- (2) 「特定活動」の在留資格を有すること
- (3) ワクチン接種日に16歳以上である者

3. 接種手続等について

上記1のとおり、台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族への接種に係る具体的な手続については、別紙1の記2から9を準用する。この場合において、「外交」及び「公用」の在留資格を有する者」とあるのは「台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族」と、「大使館等」とあるのは「台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ総代表部」と、「外務省儀典外国公館室」又は「外務省儀典外国公館室のワクチン接種に関する問合せ専用メールアドレス (dm.vaccine@mofa.go.jp)」とあるのは、「日本台湾交流協会又は外務省中東第一課」と、「外務省」とあるのは「公益財団法人日本台湾交流協会又は外務省」と、読み替えるものとする。

また、台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ総代表部の代表者は、別紙1の記3(1)②について、ウに替えて、次のエ及びオの写しを用意し、市区町村に提出することとする。

エ 旅券に貼付した指定書(下述の「特定活動」に関する告示3号又は4号の内容が記載されていることを確認すること)

オ 公益財団法人日本台湾交流協会の発行の身分証明票(台湾日本関係協会の本邦事務所の場合)又は外務省中東第一課発行の身分証明票(駐日パレスチナ総代表部の場合)

なお、上陸許可、在留期間更新許可、在留資格取得許可の証印及び指定書、身分証明票は別紙4を参照のこと。

○「特定活動」に関する告示

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件(平成二年五月二十四日法務省告示第百三十一号)

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。)

第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。

(一及び二 略)

三 台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

四 駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

4. 台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ総代表部の所在地

台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ総代表部の所在地は別紙5のとおりである。

令和 3 年 3 月 30 日
事 務 連 絡

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室
外務省大臣官房儀典外国公館室

外交官等の「外交」及び「公用」の在留資格を有する者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改訂について」（令和 3 年 3 月 12 日付け健発 0312 第 11 号厚生労働省健康局長通知）の別添（以下「手引き」という。）において、現時点での情報とその具体的な事務取扱をお示ししています。

今般、「外交」及び「公用」の在留資格を有する者の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の取扱いについては下記のとおりとしますので、貴部（局）におかれましてはこれを御了知の上、貴管内の市町村及び関係機関等に周知いただきますようお願いいたします。

なお、「外交」及び「公用」の在留資格を有する者の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、別紙 1のとおり、外務省から大使館、領事館及び国際機関（以下「大使館等」という。）に対して、手続に係る案内をしていることを申し添えます。

記

1. 接種対象者

次の全ての要件を満たす者を接種対象者とする。

(1) 「外交」及び「公用」の在留資格を有する者

外交官、領事官、大使館等の職員及び外国の政府機関（文化センター、貿易投資事務所等）の職員並びにこれらの者の家族であること。

(2) 3 月を超える在留期間を決定された者

上記 (1) のうち、「外交活動を行う期間」、「5 年」、「3 年」又は「1 年」の在留期間が決定された者であること。なお、3 月を超える在留期間を決定された者であれば、接種の時点で残りの期間が 3 月未満となっている場合も接種対象者に含めることは差し支えないこととする。

(3) 16 歳以上の者

ワクチン接種日に 16 歳以上の者であること。

(4) 次のアからウのいずれかに該当する者（日本国籍を有する者を除く。）

ア．大使館又は領事館の派遣国の国籍を有する者

イ．大使館等の職員（第三国の国籍を有する者を含む。）

ウ．上記ア又はイの者と同一の世帯に属する家族の構成員（第三国の国籍を有する者を含む。）

2. 接種順位

住民基本台帳に記録されている者と同様に、上記1の接種対象者についても対象者の属性に応じた接種順位を適用する。

3. 市区町村における接種に係る事務

(1) 大使館等でとりまとめて申請する場合（原則）

「外交」及び「公用」の在留資格を有する者に対する接種については、市区町村の事務を簡素化するため、原則として大使館等の単位で接種希望者をとりまとめ、大使館等の住所を接種対象者の居住地と整理し、市区町村に申請することとする。

大使館等の市区町村への申請方法は、窓口への来訪のほか、郵送やメールによる申請を原則としても差し支えない。郵送やメールによる申請を原則とする場合、申請書類の送り先住所やデータの送付先等を大使館等に予め周知すること。

① 接種希望者の取りまとめ

大使館等は、「高齢者」、「基礎疾患を有する者」及び「一般の者」の3つの分類ごとに、当該大使館等の所在する市区町村に②の所定の書類を提出することにより、接種券を申請することとする。例えば、港区に所在する大使館は港区役所に申請することとなる。

また、文化センターや投資貿易センター等の外国の政府機関の職員等についても、原則として大使館等がとりまとめて市区町村に申請することとする。

② 所定の書類

大使館等の代表者は、次のアからウの3種類の文書を用意し、市区町村に提出することとする。なお、ア及びイの書類については、外務省が様式を指定しており、大使館等は当該様式について、外務省儀典外国公館室のワクチン接種に関する問合せ専用メールアドレス (dm.vaccine@mofa.go.jp) 宛てに送付を請求し、入手することになっている。

ア．大使館等から市町村宛の接種券の申請に係るカバーレター（送付状）（様式1-1）

外務省儀典外国公館室から大使館等宛てに送付される様式（電子データ）には日本語と英語が併記されている。外務省から大使館等に対し、英語部分を削除し、日本語のみで記入することが望ましいが、英語による記入を希望する場合には日本語を併記するよう案内している。

イ．新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト（様式2）

外務省から大使館等に対し、市区町村から電子データの提出を求められることがある旨案内している。電子データの提出を求める市区町村は、大使館等に

電子データの送付先を知らせること。

また、リストの記入項目である「申請機関におけるワクチン接種担当者」について、外務省から大使館等に対し、市区町村と直接連絡を取ることができる日本語を解する者であることが望ましい旨案内している。市区町村は、大使館等に対して照会等を行う場合、当該ワクチン接種担当者と連絡を取ること。

ウ. ワクチン接種希望者の旅券のページの写し

(a)人定事項（氏名、旅券番号、国籍、生年月日、性別等）が記載された見開きページ並びに(b)在留資格及び在留期間が記載された上陸許可、在留資格取得許可又は在留資格変更許可の証印が貼付された見開きページ。なお、上陸許可、在留資格取得許可、在留資格変更許可の証印は別紙2を参照のこと。

③ 接種券の交付

市区町村は、②の書類の受理後、対象者の接種券を発行する。大使館等への接種券の交付方法は、大使館等の職員に来訪を求めて手交するほか、郵送等も可とする。

(2) 個人単位で申請する場合（例外的な場合）

上記1に該当するワクチン接種希望者が、大使館等が所在する市区町村から遠方に居住する場合に限り、例外的な取扱いとして、個人単位で居住地又は勤務地の市区町村に接種の申請ができることとする。

大使館等の市区町村への申請方法は、窓口への来訪のほか、郵送やメールによる申請を原則としても差し支えない。郵送やメールによる申請を原則とする場合、申請書類の送り先住所やデータの送付先等を大使館等に予め周知すること。

① 所定の書類

上記1に該当するワクチン接種希望者は、次のアからウの3種類の文書を用意し、市区町村に提出することとする。なお、ア及びイの書類については、外務省が様式を指定しており、大使館等は当該様式（電子データ）について、外務省儀典外国公館室のワクチン接種に関する問合せ専用メールアドレス (dm.vaccine@mofa.go.jp) 宛てに送付を請求し、入手することになっている。

ア. 大使館等から市区町村宛ての接種券の個人申請の時の館員等の身分を通報するカバーレター（送付状）（様式1-2）

外務省儀典外国公館室から大使館等宛てに送付される様式（電子データ）には日本語と英語が併記されている。外務省から大使館等に対し、英語部分を削除し、日本語のみで記入することが望ましいが、英語による記入を希望する場合には日本語を併記するよう案内している。

イ. 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト（様式2）

外務省から大使館等に対し、市区町村から電子データの提出が求められることがある旨案内している。電子データの提出を求める市区町村は、大使館等に対し電子データの送付先を知らせること

また、リストの記入項目である「申請機関におけるワクチン接種担当者」につ

いて、外務省から大使館等に対し、市区町村と直接連絡を取ることができる日本語を解する者であることが望ましい旨案内している。市区町村は、大使館等に対して照会等を行う場合、当該ワクチン接種担当者と連絡を取ること。

ウ． ワクチン接種希望者の旅券のページの写し

(a)人定事項（氏名、旅券番号、国籍、生年月日、性別等）が記載された見開きページ並びに(b)在留資格及び在留期間が記載された上陸許可、在留資格取得許可又は在留資格変更許可の証印が貼付された見開きページ。なお、上陸許可、在留資格取得許可、在留資格変更許可の証印は別紙2を参照のこと。

② 接種券の交付

市区町村は、②の書類の受理後、対象者の接種券を発行する。大使館等への接種券の交付方法は、大使館等の職員に来訪を求めて手交するほか、郵送等も可とする。なお、上記1に該当するワクチン接種希望者や大使館等の職員が窓口に来訪して申請した場合に、接種券の即時発行が可能であれば、当日その場で発行し、手交すること。

4. ワクチン接種予約

大使館等が、対象者の日程を調整の上、医療機関等に予約を行う。市区町村は、接種券交付時などに、大使館等に対し、接種を受けられる医療機関等の確認方法や、医療機関等の予約方法等について知らせること。

なお、外務省から大使館等に対し、円滑かつ効率的なワクチン接種のため、大使館等がワクチン接種希望者の日程を調整し、グループ単位で予約するよう案内している。市区町村においては、例えば、大使館等の代表者からコールセンターに予約の問合せがあった場合に、できるだけ多くの大使館等職員がまとめて接種できる時間帯を案内するなど、可能な範囲で効率的な接種に協力すること。

5. 医療機関等における接種

外務省から大使館等に対して、接種を受ける際の留意点として次の(1)～(5)を案内している。市区町村において、(1)～(5)以外の留意事項があれば、大使館等に対して接種券を交付する際などに知らせること。

- (1) ワクチン接種会場等に、英語を解する者が常に配置されているわけではないため、大使館等において、日本語を解する者又は通訳の同行を確保願いたいこと。
- (2) (a)接種券、(b)旅券、(c)記入済みの予診票を持参すること。
- (3) 旅券の(a)人定事項（氏名、旅券番号、国籍、生年月日、性別等）が記載された見開きページ並びに(b)在留資格及び在留期間が記載された上陸許可、在留資格取得許可又は在留資格変更許可の証印が添付された見開きページの提示を求められることがあること。
- (4) 予診票は17言語で作成され、厚生労働省等のHPに掲載予定であるところ、事前に印刷し、記入願いたいこと。
- (5) ワクチン接種後、経過観察のため15分以上、接種を受けた医療機関等において待機する必要があること。

6. 接種記録の保存

市区町村は、接種記録を5年間保存すること。電子的な記録が望ましいが、予診票など紙での記録も可能とする。

7. 副反応が疑われる症状が生じた場合の対応

市区町村においては、大使館等から副反応が疑われる症状について相談があった場合、別紙1及び「手引き」に基づき適切に対応すること。

8. 予防接種法に基づく健康被害救済

市区町村は、大使館等から、健康被害救済に関する相談や申請があった場合、別紙1及び「手引き」に基づき適切に対応すること。

9. 「外交」及び「公用」の在留資格を有する者から照会があった場合の対応

市区町村は、「外交」及び「公用」の在留資格を有する者からワクチン接種の手続等について照会があった場合、まずは自国の大使館等と連絡を取るよう助言すること。

また、接種を受ける際は、日本語を解する者又は通訳を同行させるよう外務省から大使館等に依頼をしているが、小規模な公館の場合、日本語が話せる職員がない場合がある。この場合、市区町村において一般の外国人で日本語が話せない者が接種を希望した場合の対応を踏まえつつ、接種を案内すること。

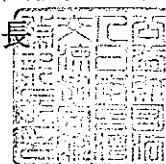
10. 大使館等が所在する市区町村

外務省に登録された大使館等の所在する市区町村は別紙3のとおりである。ただし、外務省に登録されていない外国政府の機関等があることに留意すること。

総代第 8 号
令和 3 年 3 月 2 9 日

駐日台北経済文化代表事務所
業務部長 殿

公益財団法人日本台湾交流協会
総務部長



貴事務所等の職員及び家族への新型コロナウイルス感染症に係る
予防接種について

平素より、当協会の各種事業に御支援・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、標記について、下記のとおり実施することとなったところ、我が国外務省及び厚生労働省からの依頼に基づき、右通知いたしますので、関係部署への周知方宜しくお願いいたします。

記

- 住民基本台帳に記載がなくとも、台湾日本関係協会の本邦の事務所（以下「貴事務所等」という。）の職員及びその家族のうち、「特定活動」の在留資格を有し、3か月を超える在留資格を有する16歳以上の者であって、日本国内に居住の実態があるものについては、他の在留外国人と同様、優先順位に応じて日本国内での新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種対象となる。
- 高齢者へのワクチン接種は、本年4月12日に一部の市区町村で開始し、徐々に拡大する予定である（注）。
（注）開始当初は実施する市区町村や接種する人数が限られているが、徐々に拡大する予定。
- 日本国政府は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、日本国内に居住する外国人を含む多くの方が新型コロナウイルス感染症ワクチンを受けられるよう取り組んでいる。公益財団法人日本台湾交流協会としても、外務省の協力の下、厚生労働省及び地方自治体等の関係機関と連携し、貴事務所等の職員及びその家族等へのワクチン接種が円滑かつ効率的に実施されるよう最大限努めている。
- 円滑かつ効率的なワクチン接種の実現のためには、貴事務所等の理解と協力が不可欠である。このため、日本台湾交流協会は、貴事務所等の職員及びその家族に対し、組織単位でワクチン接種を希望する「特定活動」の在留資格を有する者を取りまとめ、市区町村に接

種券を申請すること、また、これらの者のワクチン接種に当たって日本語を解する職員や通訳を同行させることを要請する。

- ワクチン接種手続の詳細は別添1に記載のとおり。
- 日本台湾交流協会は、貴事務所等に対し、まず「高齢者」に該当する者のワクチン接種希望者を取りまとめ、別添4及び5を用い、その所在する市区町村に接種券を申請することを要請する。高齢者以外の「基礎疾患を有する者」及び「一般の者」の接種券の申請に関し、その手続及び時期の詳細について追って通知する。
- 接種費用（医療機関への移動、通訳雇用に係る費用は含まない。）は、日本国政府が負担する。
- 予診票、説明書（ファイザー社の新型コロナワクチンについて）及び接種のお知らせの多言語情報は厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_tagengo.html）において入手可能である。

添付：

- 【別添1】 ワクチン接種の手続の詳細（令和3年3月29日時点）
- 【別添2】 ワクチン接種チャート
- 【別添3】 在留許可及び在留期間等のサンプル
- 【別添4】 貴事務所等から市区町村宛ての接種券の申請に係るカバーレターひな型
- 【別添5】 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト

写送付先：外務省アジア大洋州局中国・モンゴル第一課長

(了)

ワクチン接種に係る手続の詳細(令和3年3月29日時点)

1 台湾日本関係協会の本邦の事務所が取りまとめる接種対象

次の全ての要件を満たす者について、ワクチン接種希望者を取りまとめる必要がある。

(1)「特定活動」の在留資格を有する者

「特定活動」の在留資格を決定された者であって、台湾日本関係協会の本邦の事務所(以下、「駐日台北経済文化代表事務所等」という。)の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を特に指定されたものについては、住民基本台帳に記載がないため、市区町村に接種券を申請する必要がある。各人の旅券に貼付された在留資格【別添3】を確認するよう要請する。

「特定活動」以外の在留資格を有する者(例えば「研究」「教育」「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格を有する者)及び日本国籍を有する者(在留資格を有さない)は、住民基本台帳法に従って転入又は転居に際して市区町村に届出を行うこととなっており、住民基本台帳に記載されている。これらの者については、居住地の市区町村から接種券が配布される。これらの者については、市区町村の事務の混乱を避けるため、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト【別添5】に含めないよう要請する。

(2)3月を超える在留期間を決定された者

上記(1)のうち、「5年」「3年」又は「1年」の在留期間が決定された者。各人の旅券に貼付された在留期間【別添3】を確認するよう要請する。

(3)16歳以上の者

ワクチン接種日に16歳以上の者(現時点で接種日が決まっていないため、2006年2月28日以前に出生した者(厚労省の定める接種期間である2022年2月末までに16歳以上になる者)の接種希望を取りまとめる。)

2 接種対象の分類

「高齢者」、「基礎疾患を有する者」、「一般の者」ごとに上記1に該当する者であつてワクチン接種を希望するものを取りまとめる必要がある。

(1)「高齢者」

1957年4月1日以前に出生の者

注)高齢者への接種は、一部の市町村では令和3年4月12日に開始される見込み。当初は実施する市町村や接種する人数に限られており、順次拡大する予定。

(2)「基礎疾患を有する者」

以下のア又はイに該当する者

ア 以下に示す1～13の病気や状態の者で、通院又は入院しているもの。

1. 慢性の呼吸器の病気
2. 慢性の心臓病(高血圧を含む。)
3. 慢性の腎臓病
4. 慢性の肝臓病(肝硬変等)
5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
6. 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
7. 免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む。)
8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
11. 染色体異常
12. 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
13. 睡眠時無呼吸症候群
14. 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)

イ 基準(BMI 30 以上)を満たす肥満の方

$$\text{BMI}=\text{体重(kg)}\div\text{身長(m)}\div\text{身長(m)}$$

BMI30の目安:身長170cmで体重約87kg、身長160cmで体重約77kg。

(3)「一般の者」

「高齢者」及び「基礎疾患を有する者」以外の者

(注)上記の各グループの範囲及び条件は、今後変更される可能性は排除されない。

3 駐日台北経済文化代表事務所等による取りまとめ作業について

駐日台北経済文化代表事務所等は、原則として組織単位で、上記1に該当するワクチン接種希望者を取りまとめ、「新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト」【別添5】に記載する必要がある。当該リストは、「高齢者」、「基礎疾患を有する者」及び「一般の者」ごとに作成され、提出されなければならない。令和3年3月29日付けの事務連絡は、特に「高齢者」に該当する者のワクチン接種希望の取りまとめ、接種券の申請を案内するものである。（「基礎疾患を有する者」及び「一般の者」に係る新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト【別添5】の提出については、追って改めて案内する予定。）。

(1) 申請機関(Applying Organization)

原則として、駐日台北経済文化代表事務所等が本件に係る「特定活動」の在留資格を有する者のために接種券を申請することができる「申請機関」である。

4 駐日台北経済文化代表事務所等による地方自治体への接種券の申請

駐日台北経済文化代表事務所等は、「高齢者」、「基礎疾患を有する者」及び「一般の者」ごとにその所在する市区町村に以下(1)の所定の書類とともに接種券を申請する必要がある。

(1) 所定の書類

駐日台北経済文化代表事務所等の代表者は、次の3種類の文書を市区町村に提出する。下記ア及びイの書類については、指定の様式を用いて作成願いたい(同様式(電子データ)は、日本台湾交流協会から送付するので、まずは送付請求メールを日本台湾交流協会宛てに送付願いたい。)。申請方法(郵送又は窓口申請)、申請先については、市区町村に照会願いたい。また、これらの文書(下記イについてはエクセルファイルの電子データ)を市区町村へ提出したら日本台湾交流協会宛てにも送付願いたい。

ア 駐日台北経済文化代表事務所等から市区町村宛ての接種券の申請に係るカバーレター【別添4】

英語による記入を希望する場合には、日本語を併記すること。

イ 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト【別添5】

市区町村から別途電子データの提出を求められることがある。リストの記入項目である「申請機関におけるワクチン接種担当者」は、市区町村と直接連絡をとることができる日本語を解する者であることが望ましい。必ずしも、ワクチン接種希望者や駐日台北経済文化代表事務所等の職員である必要はなく、現地採用職員や日本国民であっても構わない。

ウ ワクチン接種希望者の旅券のページの写し((a)人定事項(氏名、旅券番号等)が記載された見開きページ、(b)在留資格及び在留期間が記載された上陸許可、在留資格取得許可又は在留資格変更許可の証印が貼付された見開きページ)、(c)旅券に貼付した指定書(「特定活動」に関する告示3号又は4号の内容が記載されていることを確認すること)、(d)公益財団法人日本台湾交流協会の発行の身分証明票(【別添3】参照)。

(2) 接種券の受取

接種券の受取の方法(駐日台北経済文化代表事務所等への郵送又は手交)及び時期については、市区町村にて照会願いたい。なお、市区町村における接種券の発行には少なくとも数日を要することをご了知おき願いたい。

(注)現時点では市区町村への接種券の申請の期限は設けられていない。

5 医療機関へのワクチン接種予約

接種券の受取後、所在する市区町村が案内する指定医療機関(複数形)のいずれかにおけるワクチン接種を予約する必要がある。

(1)市区町村のHP

医療機関(住所、営業時間等)、接種方法(集団接種又は個別接種の別)、ワクチンの種類、予約方法(電話又はインターネットの別)等の情報は、市区町村に確認願いたい。これらの情報は、各市区町村のHPに掲載される。

(2)グループ接種

円滑かつ効率的なワクチン接種のため、ワクチン接種希望者の日程を調整し、グループ単位で予約して、ワクチン接種時に駐日台北経済文化代表事務所等から日本語を解する者又は通訳を同行させるよう要請する(通訳の費用が発生する場合には、駐日台北経済文化代表事務所等にて負担することとなる)。

(3)2回の接種

ファイザー製ワクチンは、ワクチンの効果を十分に得るために、通常3週間開けて2回接種する必要がある。市区町村からの案内に従い、2回目の接種を上記と同様に予約する必要がある。

被接種者本人が2回の接種に必要な期間、在留期間を踏まえ、接種の可否について適切に判断する必要があることに留意。

6 医療機関におけるワクチン接種

ワクチン接種希望者は、予約した日時に医療機関においてワクチン接種を受ける。各市区町村及び医療機関の案内に従うようお願いしたい。

(1) 通訳の同行

ワクチン接種会場には、英語を解する者が常に配置されているわけではないので、駐日台北経済文化代表事務所等が日本語を解する者又は通訳の同行を確保するよう要請する。

(2) 持参する物

(a) 接種券、(b) 旅券、(c) 記入済みの予診票

(3) 人定確認

旅券の(a)人定事項(氏名、旅券番号等)が記載された見開きページ、(b)在留資格及び在留期間が記載された上陸許可、在留資格取得許可又は在留資格変更許可の証印が貼付された見開きページ、(c)旅券に貼付した指定書(「特定活動」に関する告示3号又は4号の内容が記載されていることを確認すること)、(d)公益財団法人日本台湾交流協会の発行の身分証明票の提示を求められることがある。

(4) 予診票

予診票は、厚生労働省又は市区町村のHPに掲載予定であるところ、事前に印刷し、記入願いたい。なお、予診票は、17言語(注)で作成される。

(注)17言語

英語、アラビア語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、タガログ語、フランス語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ロシア語、ベトナム語

(5) 15分以上の待機

ワクチン接種後、経過観察のため15分以上、接種を受けた医療機関において待機する必要がある。過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を起こしたことがある者や、採血等で気分が悪くなったり、失神等を起こしたことがある者は、30分ほど待機する必要がある。

7 ワクチン接種後

(1) 接種証明書

ワクチン接種後に接種証明書が発行されるが、各被接種者が保存する必要がある。

(2) 副反応の疑い

接種後に副反応が疑われる症状が生じた場合には、ワクチンを受けた医療機関やかかりつけ医などに相談するよう推奨する。診察に当たっては駐日台北経済文化代表事務所等が日本語を解する職員又は通訳による支援を行うよう要請する。

(3) 予防接種健康被害救済制度

新型コロナワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)を受けることができる。申請に必要な手続き等については、接種を受けた市区町村に相談するよう要請する。申請に当たっては、駐日台北経済文化代表事務所等が日本語を解する職員又は通訳による支援を行うよう要請する。

8 照会先

(1)市区町村

接種券の申請及び受取、接種の場所、時期、方法、予約等については、駐日台北経済文化代表事務所等が所在する市区町村に照会願いたい。

(2)外務省／日本台湾交流協会

駐日台北経済文化代表事務所等から市区町村に提出する以下ア及びイの文書の様式(電子データ)については、日本台湾交流協会宛てに送付を依頼願いたい。また、接種券の申請に当たり市区町村に提出した文書を日本台湾交流協会宛てに送付願いたい。

ア 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト【別添5】

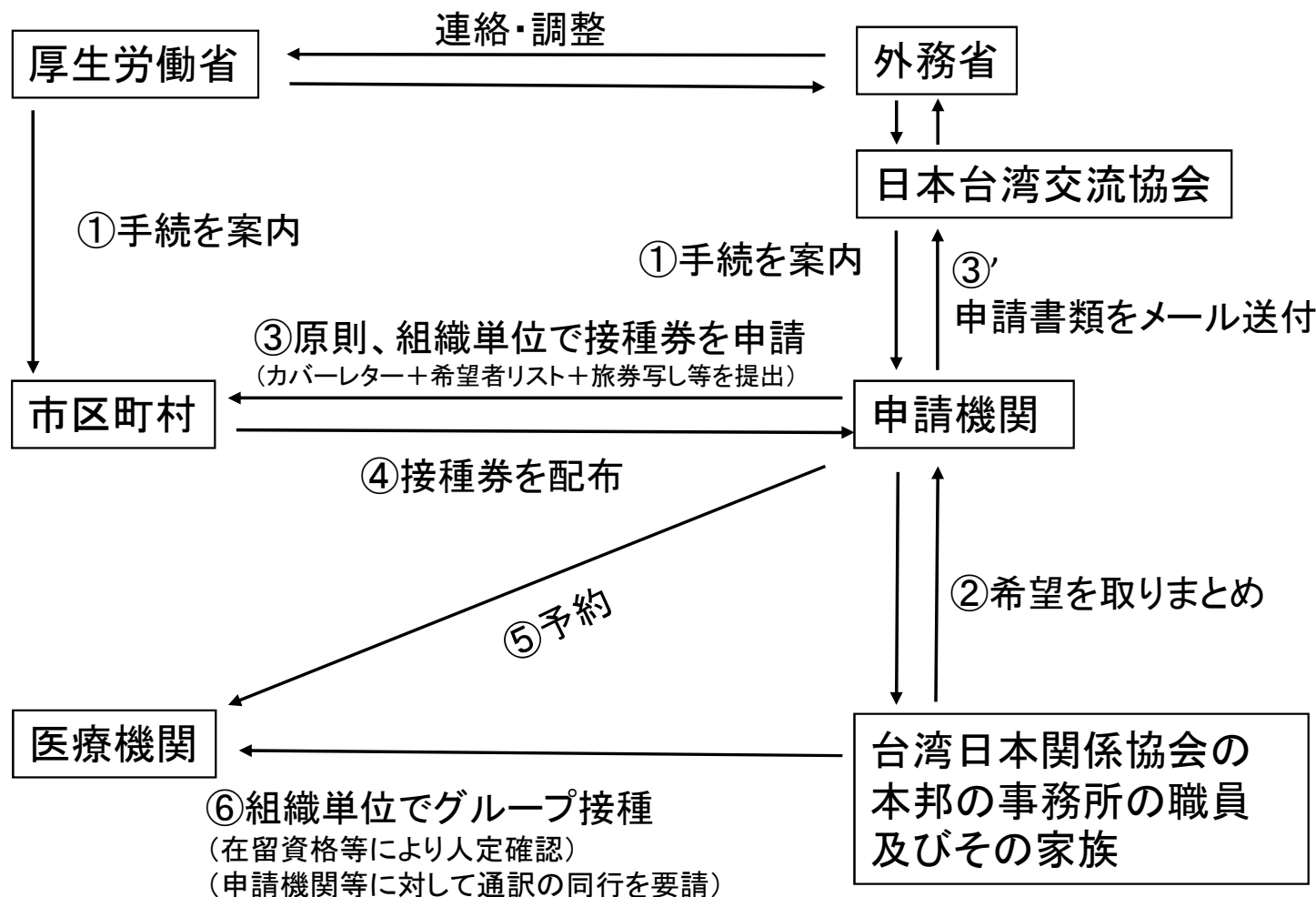
イ 市区町村宛ての接種券の申請に係るカバーレターひな型【別添4】

台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員へのワクチン接種チャート

別添2

- ①日本台湾交流協会から申請機関(※)に手続を案内。厚生労働省から自治体に手続を案内。
- ②申請機関が原則として組織単位で接種希望を取りまとめ、リストを作成。
- ③申請機関から市区町村に接種券を申請。各職員の居住地ではなく、原則、各組織の所在地の市区町村に申請(カバーレター+希望者リスト+旅券写し等を提出)。申請書類の写しを日本台湾交流協会にメール送付。
- ④市区町村から申請機関宛てに接種券を配布。
- ⑤申請機関が医療機関において接種を予約。
- ⑥医療機関で組織単位でグループ接種。(申請機関等に対して通訳の同行を要請)

(※)申請機関とは、「台湾日本関係協会の本邦の事務所」をいう。



【別添3】台湾日本関係協会の本邦事務所の職員及び家族

Samples

Landing Permission 上陸許可

Status of Residence
(在留資格)



Period of Stay
(在留期間)

Designation 指定書

別記第七号の様式(第七条,第二十条,第二十四条,第四十条関係)
日本国政府法務省

指定書
DESIGNATION

氏名
Name [REDACTED]

国籍・地域
Nationality/Region 台湾

出入国管理及び難民認定法第1の5の表の下欄の規定に基づき、上記の者が本邦において行うことのできる活動を次のとおり指定します。
According to the regulation stipulated in the low column of Annexed Table 1-5 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, the abovementioned person is permitted to engage in the activities designated as follows.

台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

日本国法務大臣
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

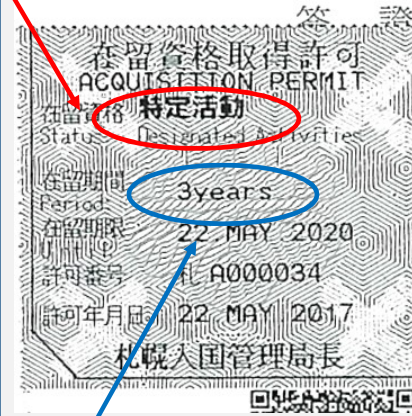
Extension Permit 在留期間更新許可

Status of Residence
(在留資格)



Period of Stay
(在留期間)

Acquisition Permit 在留資格取得許可



ID Card 身分証明票

(表面)

身分証明票

所属 駐日台北経済文化代表事務所
職名 [REDACTED] 国籍・地域 台湾
氏名 [REDACTED] 性別 男
生年月日 [REDACTED]
住所 東京都品川区 [REDACTED]

上記の者は、我が国と台湾との間の各種関係の発展を促進するために設置された台湾貿易代表事務所である駐日台北経済文化代表事務所職員（又はその家族）であることを確認する。

確認番号 1898 日本国外務省
確認年月日 2020年12月7日 東京都千代田区霞が関2丁目1番1号
有効期限 2023年12月7日 電話: (03) 5581-0000

(裏面)

注意事項

- この証明票は常に携帯し、関係者の要求があれば提示してください。
- この証明票は他人に譲渡又は貸与してはならず、紛失したとき又は紛失事項に変更が生じたときは、速やかに公証財団法人日本台湾交流協会に届け出てください。
- この証明票は所持人がその資格を失った場合は撤回申請する場合は、必ず届出してください。

出入国管理及び難民認定並びに関係法令により、「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所（駐日台北経済文化代表事務所、商標成成市、可麗美市、同和成成市、全世屋文化文化事務所及び同和成成市）の職員又はその家族の方は、在留カードの交付申請書には届けてください。

所持人署名 [REDACTED] 証明番号 1854
Signature of the bearer
公証財団法人 日本台湾交流協会
東京都港区六本木3丁目16番
青葉六本木ビル7階 TEL: (03) 5581-0000

駐日台北経済文化代表事務所等から市区町村宛ての接種券の申請に係る
カバーレター(ひな型)

[名称] 区役所／市役所／ 御中

[事務所名]は、[名称]区／市に対し、別添リストに記載する「特定活動」の在留資格を有する者であって昭和32年4月1日以前に出生したものの[人数]名のための新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種券の発給を申請します。

[事務所名]は、[名称]区役所／市役所に対し、接種券を次の住所に送付することを要請します。

郵便番号・住所

別添1:新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト

別添2:別添1のリストに記載する者の旅券のページの写し((a)人定事項(氏名、旅券番号等)が記載された見開きページ並びに(b)在留許可及び在留期間が記載された上陸許可、在留資格取得許可又は在留資格変更許可の証印が貼付された見開きページ)

(公印)

2021年[]月[]日

[事務所名]

ワクチン接種に関する駐日パレスチナ総代表部向け回章の概要

【本文】

- 住民基本台帳に記載がなくとも、駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族の3か月を超える「特定活動」の在留資格を有する16歳以上の者であって、日本国内に居住の実態があるものについては、他の在留外国人と同様、優先順位に応じて日本国内での新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種対象となる。
- 高齢者へのワクチン接種は、本年4月12日に一部の市区町村で開始し、徐々に拡大する予定である(注)。
(注)開始当初は実施する市区町村や接種する人数が限られているが、徐々に拡大する予定。
- 日本国政府は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、日本国内に居住する外国人を含む多くの方が新型コロナウイルス感染症ワクチンを受けられるよう取り組んでいる。外務省としても、厚生労働省及び地方自治体等の関係機関と連携し、駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族等へのワクチン接種が円滑かつ効率的に実施されるよう最大限努めている。
- 円滑かつ効率的なワクチン接種の実現のためには、駐日パレスチナ総代表部の理解と協力が不可欠である。このため、外務省は、駐日パレスチナ総代表部に対し、組織単位でワクチン接種を希望する「特定活動」の在留資格を有する者を取りまとめ市区町村に接種券を申請すること、また、これらの者のワクチン接種に当たって日本語を解する職員や通訳を同行させることを要請する。
- ワクチン接種手続の詳細は別添1に記載のとおり。
- 外務省は、駐日パレスチナ総代表部に対し、まず「高齢者」に該当する者のワクチン接種希望者を取りまとめ、別添4及び5を用い、その所在する市区町村に接種券を申請することを要請する。高齢者以外の「基礎疾患を有する者」及び「一般の者」の接種券の申請に関し、外務省は、その手続及び時期の詳細について追って通知する。
- 接種費用(医療機関への移動、通訳雇用に係る費用は含まない。)は、日本国政府が負担する。
- 予診票、説明書(ファイザー社の新型コロナワクチンについて)及び接種のお知らせの多言語情報は厚生労働省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_tagengo.html)において入手可能である。
- 令和3年3月29日発出。

【別添1】ワクチン接種の手続の詳細(令和3年3月29日時点)

【別添2】駐日パレスチナ常駐総代表部へのワクチン接種チャート

【別添3】在留許可及び在留期間

【別添4】駐日パレスチナ常駐総代表部から市区町村宛ての接種券の申請に係るカバーレターひな型

【別添5】新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト

1 駐日パレスチナ総代表部が取りまとめる接種対象

次の全ての要件を満たす者について、ワクチン接種希望者を取りまとめる必要がある。

(1)「特定活動」の在留資格を有する者

「特定活動」の在留資格を決定された者であって、駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を特に指定されたものについては、住民基本台帳に記載がないため、市区町村に接種券を申請する必要がある。各人の旅券に貼付された在留資格【別添3】を確認するよう要請する。

「特定活動」以外の在留資格を有する者(例えば「研究」「教育」「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格を有する者)及び日本国籍を有する者(在留資格を有さない)は、住民基本台帳法に従って転入又は転居に際して市区町村に届出を行うこととなっており、住民基本台帳に記載されている。これらの者については、居住地の市区町村から接種券が配布される。これらの者については、市区町村の事務の混乱を避けるため、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト【別添5】に含めないよう要請する。

(2)3月を超える在留期間を決定された者

上記(1)のうち、「5年」「3年」又は「1年」の在留期間が決定された者。
各人の旅券に貼付された在留期間【別添3】を確認するよう要請する。

(3)16歳以上の者

ワクチン接種日に16歳以上の者(現時点で接種日が決まっていないため、2006年2月28日以前に出生した者(厚労省の定める接種期間である2022年2月末までに16歳以上になる者)の接種希望を取りまとめる。)

2 接種対象の分類

「高齢者」、「基礎疾患を有する者」、「一般の者」ごとに上記1に該当する者であつてワクチン接種を希望するものを取りまとめる必要がある。

(1)「高齢者」

1957年4月1日以前に出生の者

注)高齢者への接種は、一部の市区町村では令和3年4月12日に開始される見込み。当初は実施する市区町村や接種する人数が限られており、順次拡大する予定。

(2)「基礎疾患を有する者」

以下のア又はイに該当する者

ア 以下に示す 1～14 の病気や状態の者で、通院又は入院しているもの。

1. 慢性の呼吸器の病気
2. 慢性の心臓病(高血圧を含む。)
3. 慢性の腎臓病
4. 慢性の肝臓病(肝硬変等)
5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
6. 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
7. 免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む。)
8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
11. 染色体異常
12. 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
13. 睡眠時無呼吸症候群
14. 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)

イ 基準(BMI 30 以上)を満たす肥満の方

$$\text{BMI}=\text{体重}(\text{kg})\div\text{身長}(\text{m})\div\text{身長}(\text{m})$$

BMI30 の目安:身長 170cm で体重約 87kg、身長 160cm で体重約 77kg。

(3)「一般の者」

「高齢者」及び「基礎疾患を有する者」以外の者

(注)上記の各グループの範囲及び条件は、今後変更される可能性は排除されない。

3 駐日パレスチナ総代表部による取りまとめ作業について

駐日パレスチナ総代表部は、原則として組織単位で、上記1に該当するワクチン接種希望者を取りまとめ、「新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト」【別添5】に記載する必要がある。当該リストは、「高齢者」、「基礎疾患を有する者」及び「一般の者」ごとに作成され、提出されなければならない。令和3年3月29日付けの回章は、特に「高齢者」に該当する者のワクチン接種希望の取りまとめ、接種券の申請を案内するものである。（「基礎疾患を有する者」及び「一般の者」に係る新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト【別添5】の提出については、追って改めて案内する予定。）。

(1) 申請機関(Applying Organisation)

原則として、駐日パレスチナ総代表部のみが本件に係る「特定活動」の在留資格を有する者のために接種券を申請することができる「申請機関」である。

4 駐日パレスチナ総代表部による地方自治体への接種券の申請

駐日パレスチナ総代表部は、「高齢者」、「基礎疾患を有する者」及び「一般の者」ごとにその所在する市区町村に以下(1)の所定の書類とともに接種券を申請する必要がある。

(1) 所定の書類

駐日パレスチナ総代表部の代表者は、次の3種類の文書を市区町村に提出する。下記ア及びイの書類については、指定の様式を用いて作成願いたい(同様式(電子データ)は、外務省から送付するので、まずは送付請求メールを外務省中東第一課宛てに送付願いたい。)。申請方法(郵送又は窓口申請)、申請先については、市区町村に照会願いたい。また、これらの文書(下記イについてはエクセルファイルの電子データ)を市区町村へ提出したら外務省中東第一課宛てにも送付願いたい。

ア 駐日パレスチナ総代表部から市区町村宛ての接種券の申請に係るカバーレター【別添4】

英語部分を削除し、日本語のみで記入することが望ましい。英語による記入を希望する場合には、日本語を併記すること。

イ 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト【別添5】

市区町村から別途電子データの提出を求められることがある。リストの記入項目である「申請機関におけるワクチン接種担当者」は、市区町村と直接連絡をとることができる日本語を解する者であることが望ましい。必ずしも、ワクチン接種希望者や駐日パレスチナ総代表部の職員である必要はなく、現地採用職員や日本国民であっても構わない。

ウ ワクチン接種希望者の旅券のページの写し及び身分証明に係る文書((a)人定事項(氏名、旅券番号、国籍、生年月日、性別等)が記載された見開きページ、(b)在留資格及び在留期間が記載された上陸許可、在留資格取得許可又は在留資格変更許可の証印が貼付された見開きページ)、(c)旅券に貼付した指定書(「特定活動」に関する告示4号の内容が記載されていることを確認すること)、(d)外務省中東第一課発行の身分証明票(【別添3】参照)

(2) 接種券の受取

接種券の受取の方法(駐日パレスチナ総代表部への郵送又は手交)及び時期については、市区町村にて照会願いたい。なお、市区町村における接種券の発行には少なくとも数日を要することをご了知おき願いたい。

(注)現時点では市区町村への接種券の申請の期限は設けられていない。

5 医療機関へのワクチン接種予約

接種券の受取後、所在する市区町村が案内する指定医療機関(複数形)のいずれかにおけるワクチン接種を予約する必要がある。

(1)市区町村のHP

医療機関(住所、営業時間等)、接種方法(集団接種又は個別接種の別)、ワクチンの種類、予約方法(電話又はインターネットの別)等の情報は、市区町村に確認願いたい。これらの情報は、各市区町村のHPに掲載される。

(2)グループ接種

円滑かつ効率的なワクチン接種のため、ワクチン接種希望者の日程を調整し、グループ単位で予約して、ワクチン接種時に駐日パレスチナ総代表部から日本語を解する者又は通訳を同行させるよう要請する(通訳の費用が発生する場合には、駐日パレスチナ総代表部にて負担することとなる)。

(3)2回の接種

ファイザー製ワクチンは、ワクチンの効果を十分に得るために、通常3週間開けて2回接種する必要がある。市区町村からの案内に従い、2回目の接種を上記と同様に予約する必要がある。

被接種者本人が2回の接種に必要な期間、在留期間を踏まえ、接種の可否について適切に判断する必要があることに留意。

6 医療機関におけるワクチン接種

ワクチン接種希望者は、予約した日時に医療機関においてワクチン接種を受ける。各市区町村及び医療機関の案内に従うようお願いしたい。

(1) 通訳の同行

ワクチン接種会場には、英語を解する者が常に配置されているわけではないので、駐日パレスチナ総代表部が日本語を解する者又は通訳の同行を確保するよう要請する。

(2) 持参する物

(a) 接種券、(b) 旅券、(c) 記入済みの予診票及び、(d) 外務省中東第一課発行の身分証明票

(3) 人定確認

旅券の(a)人定事項(氏名、旅券番号等)が記載された見開きページ、(b)在留資格及び在留期間が記載された上陸許可、在留資格取得許可又は在留資格変更許可の証印が貼付された見開きページ、(c)旅券に貼付した指定書(「特定活動」に関する告示4号の内容が記載されていることを確認すること)、(d)外務省中東第一課発行の身分証明票の提示を求められることがある。

(4) 予診票

予診票は、厚生労働省又は市区町村のHPに掲載予定であるところ、事前に印刷し、記入願いたい。なお、予診票は、17言語(注)で作成される。

(注)17言語

英語、アラビア語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、タガログ語、フランス語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ロシア語、ベトナム語

(5) 15分以上の待機

ワクチン接種後、経過観察のため15分以上、接種を受けた医療機関において待機する必要がある。過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を起こしたことがある者や、採血等で気分が悪くなったり、失神等を起こしたことがある者は、30分ほど待機する必要がある。

7 ワクチン接種後

(1) 接種証明書

ワクチン接種後に接種証明書が発行されるが、各被接種者が保存する必要がある。

(2) 副反応の疑い

接種後に副反応が疑われる症状が生じた場合には、ワクチンを受けた医療機関やかかりつけ医などに相談するよう推奨する。診察に当たっては駐日パレスチナ総代表部が日本語を解する職員又は通訳による支援を行うよう要請する。

(3) 予防接種健康被害救済制度

新型コロナワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)を受けることができる。申請に必要な手続き等については、接種を受けた市区町村に相談するよう要請する。申請に当たっては、駐日パレスチナ総代表部が日本語を解する職員又は通訳による支援を行うよう要請する。

9 照会先

(1)市区町村

接種券の申請及び受取、接種の場所、時期、方法、予約等については、駐日パレスチナ総代表部が所在する市区町村に照会願いたい。

(2)外務省

駐日パレスチナ総代表部から市区町村に提出する以下ア及びイの文書の様式(電子データ)については、外務省中東第一課宛てに送付を依頼願いたい。また、接種券の申請に当たり市区町村に提出した文書を外務省中東第一課宛てに送付願いたい。

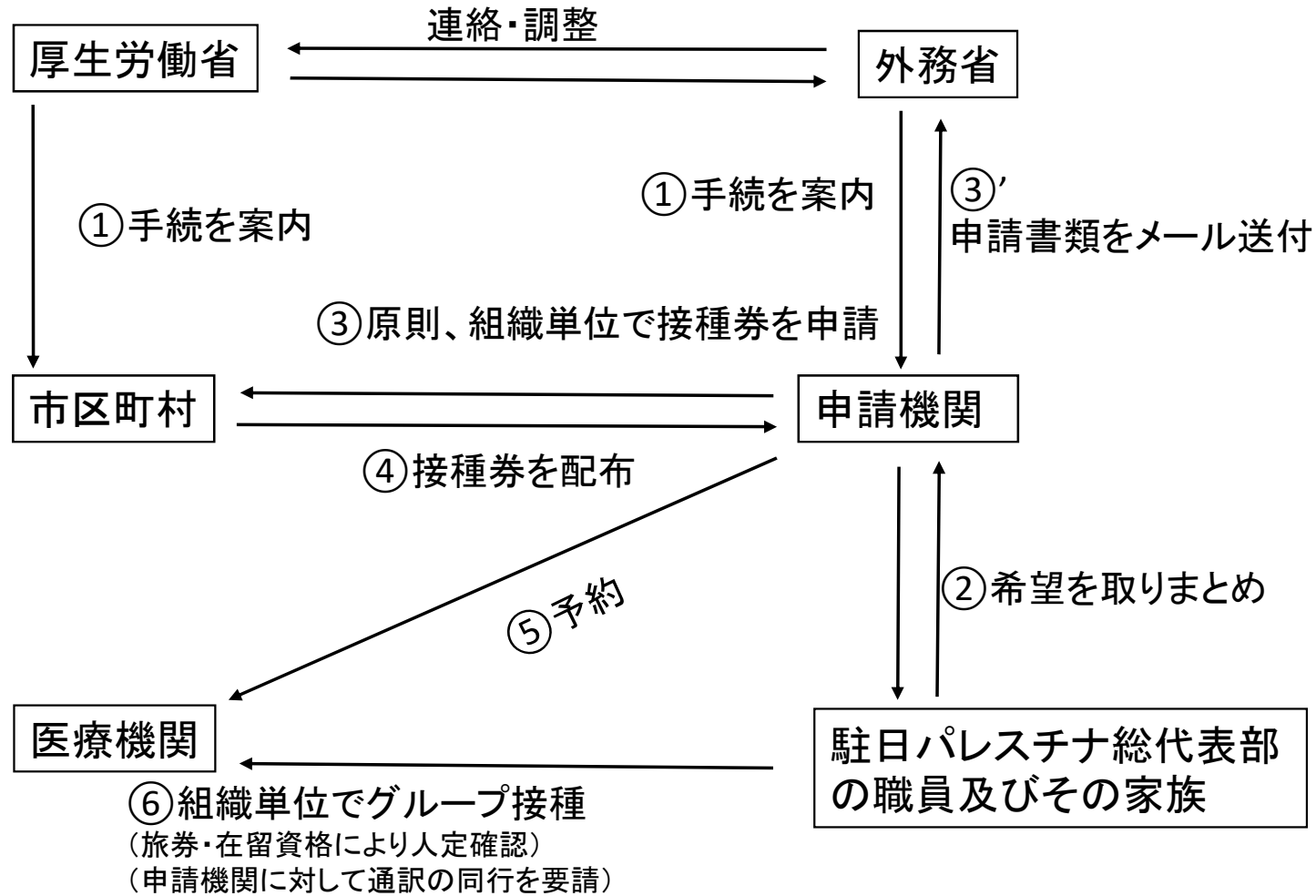
ア 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト【別添5】

イ 市区町村宛ての接種券の申請に係るカバーレターひな型【別添4】

駐日パレスチナ総代表部の職員へのワクチン接種チャート

別添2

- ① 外務省から申請機関(※)に手続を案内。厚生労働省から自治体に手続を案内。
- ② 申請機関が原則として組織単位で接種希望を取りまとめ、リストを作成。
- ③ 申請機関から市区町村に接種券を申請。各職員の居住地ではなく、原則、各組織の所在地の市区町村に申請(カバーレター+希望者リスト+旅券写し等を提出)。申請書類の写しを外務省メールに送付。
- ④ 市区町村から申請機関宛てに接種券を配布。
- ⑤ 申請機関が医療機関において接種を予約。
- ⑥ 医療機関で組織単位でグループ接種。(大使館等に対して通訳の同行を要請)



(※) 申請機関とは、「駐日パレスチナ総代表部」をいう。

Attachment 3: Documents for confirmation of Personal Information

Samples

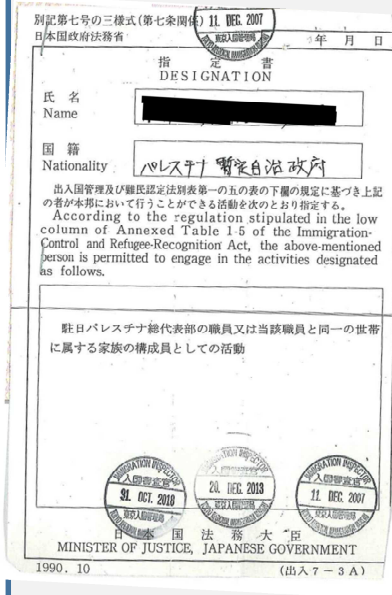
Landing Permission 上陸許可

Status of Residence
(在留資格)



Period of Stay
(在留期間)

Designation 指定書



Extension Permit 在留期間 更新許可

Status of Residence
(在留資格)



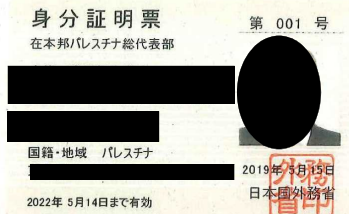
Acquisition Permit 在留資格 取得許可

Period of Stay
(在留期間)



ID Card 身分証明票

(表面)



(裏面)

This card is to be returned to the First Middle East Division on termination of service.
 ○ 本証明票を捨捨てた方は中東アフリカ局中東第一課 (東京都千代田区霞が関 2-2-1) へ送付願います。
 ○ The bearer of this card does not enjoy the privileges or immunities as provided in the Vienna Convention on Diplomatic Relations.
 ○ 本証明票に記載の人物は、外交関係に関するウィーン条約に基づき特権・免除を享有するものではありません。
 所持人署名
Signature of the bearer

Please fill the gray-marked brackets. This letter is preferable to be made only in Japanese. In any case, the Japanese translation should be accompanied.

駐日パレスチナ常駐総代表部から市区町村宛での接種券の申請に係るカバーレター(ひな型)

(Template) Cover Letter from the Permanent General Mission of Palestine to a City Office on
Application for Vaccination Coupons

千代田区役所 御中

Chiyoda City Office

駐日パレスチナ常駐総代表部は、千代田区に対し、別添リストに記載する「特定活動」の在留資格を有する者であって昭和32年4月1日以前に出生したもの[(Number of Persons)]名のための新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種券の発給を申請します。

The Permanent General Mission of Palestine in Japan would like to apply to Chiyoda City Office for issuance of coupons for vaccination against novel coronavirus (COVID-19) for [Number of Persons] persons contained in the list attached to this letter, who are the holders of status of residence of “designated activities” and, who were born on or before April 1, 1957.

駐日パレスチナ常駐総代表部は、区役所に対し、接種券を次の住所に送付することを要請します。

The Permanent General Mission of Palestine in Japan wishes to request the City Office to send the coupons to the following address:

郵便番号/Postal Code(seven-digit number)

1020083

VORT Hanzomon Bldg. 7F. 12-1, 2-chome, Kojimachi, Chiyoda-Ku Tokyo.

別添1:新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト

Attachment 1: List of the Persons Who Wish to Get Vaccinated against Novel Coronavirus (COVID-19)

別添2:別添1のリストに記載する者の旅券のページ及び身分証明に係る文書の写し((a)人定事項(氏名、旅券番号、国籍、生年月日、性別等)が記載された見開きページ、(b)在留許可及び在留期間が記載された上陸許可、在留資格取得許可又は在留資格変更許可の証印が貼付された見開きページ)、(c)旅券に貼付した指定書(「特定活動」に関する告示4号の内容が記載されていることを確認すること)、(d)外務省中東第一課発行の身分証明書

Attachment 2: The copy of the following pages of passports and identification documents of the persons on the list in Attachment 1((a) the facing two pages containing personal information (name, passport number, nationality, date of birth, sex etc.); and (b) the facing two pages to which the seal of landing permission, acquisition permit or change permit indicating the status of residence and period of stay are attached; (c) designation document on their passports(kindly confirm the item 4 of the public notice on “designated activities” by the Ministry of Justice is on the document), and (d)Copy of ID card issued by the division above-mentioned.)

別添4

Please fill the gray-marked brackets. This letter is preferable to be made only in Japanese. In any case, the Japanese translation should be accompanied.

(公印) (Official stamp)

2021年[]月[]日

[Month][Day],2021

駐日パレスチナ常駐総代表部

The Permanent General Mission of Palestine in Japan

【別添3】台湾日本関係協会の本邦事務所の職員及び家族

Landing Permission 上陸許可

Status of Residence
(在留資格)



Period of Stay
(在留期間)

Designation 指定書



Extension Permit 在留期間更新許可

Status of Residence
(在留資格)



Period of Stay
(在留期間)

Acquisition Permit 在留資格取得許可

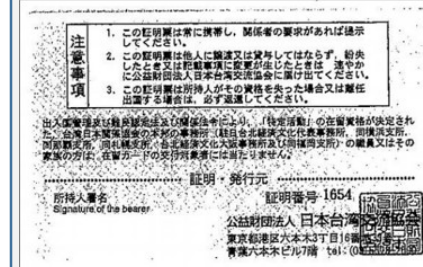


ID Card 身分証明票

(表面)



(裏面)



Attachment 3: Documents for confirmation of Personal Information

Samples

Landing Permission 上陸許可

Status of Residence
(在留資格)



Period of Stay
(在留期間)

Designation 指定書



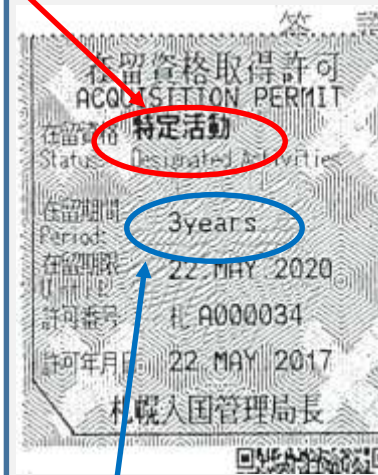
Extension Permit 在留期間 更新許可

Status of Residence
(在留資格)



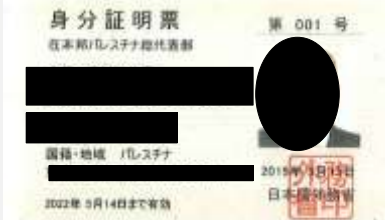
Acquisition Permit 在留資格 取得許可

Period of Stay
(在留期間)



ID Card 身分証明票

(表面)



(裏面)



台湾日本関係協会の本邦の事務所及び駐日パレスチナ常駐総代表部の所在地

組織名	所在地の地方自治体	
駐日台北経済文化代表事務所	港区	東京都港区白金台5-20-2
駐日台北経済文化代表事務所 横浜支所	横浜市	神奈川県横浜市中区日本大通り60 朝日生命ビル 2階
台北経済文化大阪事務所	大阪市	大阪府大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェ ステバルタワー17階及び19階
台北経済文化大阪事務所福岡 支所	福岡市	福岡県福岡市中央区桜坂3-12-42
駐日台北経済文化代表事務所 那覇支所	那覇市	沖縄県那覇市久茂地3-15-9 アルテビル那覇 6階
駐日台北経済文化代表事務所 札幌支所	札幌市	北海道札幌市中央区北4条西4丁目1番地 伊藤ビ ル5階
駐日パレスチナ常駐総代表部	千代田区	東京都千代田区麴町2-12-1 CTS 麴町ビル7階